

株式の併合に関する事後開示書面

(会社法第182条の6第1項及び会社法施行規則第33条の10に定める事後開示書類)

2025年7月22日

イオンディライト株式会社

2025年 7 月22日

株式の併合に関する事後開示事項

(会社法第182条の 6 第 1 項及び会社法施行規則第33条の10に定める事後開示書類)

大阪府大阪市中央区南船場二丁目 3 番 2 号
イオンディライト株式会社
代表取締役社長 濱田 和成

当社は、2025年 6 月24日開催の当社臨時株主総会における決議に基づき、2025年 7 月22日付で、当社の普通株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を実施いたしました。

本株式併合に関する会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じとします。）第182条の 6 第 1 項及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号。その後の改正を含みます。）第33条の10に定める事後開示事項は以下のとおりです。

1. 本株式併合が効力を生じた日（以下「効力発生日」といいます。）

2025年 7 月22日

2. 会社法第182条の 3 の規定による請求に係る手続の経過

当社の株主から当社に対し、本株式併合の効力発生日までに、会社法第182条の 3 の規定による請求は行われませんでした。

3. 会社法第182条の 4 の規定による手続の経過

当社は、2025年 6 月24日付で、本株式併合に関する会社法第180条第 2 項各号に掲げる事項を電子公告の方法により公告を行ったところ、会社法第182条の 4 第 1 項の規定に基づき以下のとおり株式買取請求がありました。

買取請求を行った株主 1 名（株式数合計 100株（併合前））

4. 株式の併合が効力を生じた時における発行済株式の総数

6 株

5. その他株式の併合に関する重要な事項

- (1) 当社は、会社法第180条第 2 項の規定により、2025年 6 月24日開催の当社臨時株主総会における決議に基づき、本株式併合を実施いたしました。
- (2) 当社の普通株式は、2025年 7 月17日付で、株式会社東京証券取引所プライム市場において上場廃止となりました。
- (3) 本株式併合により、当社の株主はイオン株式会社のみとなっております。

以 上